

総合研究大学院大学附属図書館本部図書館文献複写規程

〔平成16年4月14日〕
大学規程図第2号

（趣旨）

第1条 総合研究大学院大学附属図書館規則（平成11年規則第6号。この条において「図書館規則」という。）第12条の規定に基づき、総合研究大学院大学附属図書館本部図書館（図書館規則第2条に規定する本部図書館をいう。次条において同じ。）が受託する文献複写は、他に別段の定めがある場合を除き、この規程に定めるところによる。

（文献複写受託の範囲）

第2条 本部図書館は、教育又は研究に供することを目的とする場合に限り、文献複写を受託することができる。

（文献複写の依頼）

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ別に定める文献複写申込書を附属図書館長に提出して、その承認を得なければならない。

（文献複写料金）

第4条 前条の規定により承認を得た者は、次に定める手続きにより、文献複写料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

(1) 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が運営する国立情報学研究所目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システムを利用して複写しようとする場合は、ILL文献複写等料金相殺サービスの取扱いによる。

(2) 前項以外の方法により複写しようとする場合は、出納責任者（国立大学法人総合研究大学院大学会計規則（平成16年法人規則第10号。）第9条に規定する出納責任者をいう。）が指定する方法による。

2 前項の規定にかかわらず、総合研究大学院大学長が料金の徴収猶予を認めた者の取扱いについては、別に定める。

3 一旦納入した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(文献複写料金の額)

第 5 条 料金は、次のとおりとする。

種 別	単 位	料 金		備 考
		学内者	学外者	
電子複写方式による文献複写	A 3 判 1 枚につき	20円	35円	A 3 判以下の複写用紙を使用する場合を含む。

(細則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、文献複写の受託に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年 4 月14日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。